

令和4年度中に実施される令和5年度高等学校入学者選抜等におけるマスク着用の考え方について（依頼）

学校におけるマスク着用の考え方の見直しが令和5年4月1日から適用されることを踏まえ、令和4年度中に実施される高等学校入学者選抜等におけるマスク着用の考え方については、引き続き、令和4年6月14日の通知に基づき適切に対応いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和5年2月13日

各都道府県教育委員会学校教育主管課
各指定都市教育委員会学校教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校事務担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
特別支援教育課
総合教育政策局生涯学習推進課

令和4年度中に実施される令和5年度高等学校入学者選抜等におけるマスク着用の考え方について（依頼）

令和5年度高等学校入学者選抜等における、マスクの着用を含めた試験会場等の新型コロナウイルス感染症対策については「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」（令和4年6月14日付け4文科初第684号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）（以下単に「通知」という。）の「1. 試験会場等における感染症対策について」においてお示ししてきたところです。

令和5年2月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されるとともに「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され、マスク着用の考え方の見直しが行われることとなりましたが、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは令和5年4月1日から適用されることとされています。このことを踏まえ、高等学校入学者選抜等につきましても、令和4年度中においては、引き続き、通知を踏まえて実施いただきますようお願いいたします。

なお、大学入学者選抜に関しても、別途、各大学設置者等に対して、令和4年度中に実施する入学者選抜については、引き続き、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」（令和4年6月3日付け4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知）等に基づき

実施することを依頼している旨を申し添えます。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の高等課程を置く専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和 5 年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/20220614-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf

【本件連絡先】

（本通知全般に関する問合せ）

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

TEL：03-5253-4111（内線：3482）

e-mail：koukou@mext.go.jp

（特別支援学校に関する問合せ）

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3193）

e-mail：tokubetu@mext.go.jp

（高等専修学校に関する問合せ）

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育
振興室

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

e-mail：syosensy@mext.go.jp